

支店又は営業所等（準市内業者）の要件について

令和5年 11月

令和6年度における支店又は営業所等（準市内業者）の認定に係る要件は、下記のとおりです。下記の要件に該当しないと認めるときは、支店又は営業所の申請を無効とし、本店登録とします。なお、認定にあたっては、現地調査で確認させていただくことがあります。

記

●建設工事

1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
2. 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること
事務職員 1名以上 及び 専任技術者 1名以上
4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
5. 支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

●測量、建設コンサルタント等

1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
2. 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること
事務職員又は技術職員 1名以上
4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
5. 支店又は営業所等の法人登記があること

※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

●指名について

指名回数については、市内に本社のある事業所と準市内業者とは区分を設けます。区分については、建設工事は登録する工事毎に、測量・建設コンサルタント等は登録する業務毎に、各々設けます。

甲賀市総務部契約検査課

TEL 69-2127